

滋賀県農業・水産業温暖化対策行動計画（案）について

1. 概要

「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」（H29.3 改定予定、以下推進計画という。）の改定等を踏まえ、「滋賀県農業・水産業温暖化対策総合戦略」（H23.3 策定）を見直し、緩和策・適応策を着実に進めるための、「滋賀県農業・水産業温暖化対策行動計画」を策定する。

○ポイント

- ・緩和策の実施により低炭素社会づくりに向けて貢献するとともに、将来の影響予測等を踏まえた計画的な適応策にも積極的に取り組む。
- ・適応策については、品目ごとに対策事項を整理
- ・計画期間は平成 23 年度（2011 年度）から平成 42 年度（2030 年度）
国の動向や推進計画の改定等に対応するため、5 年毎に見直し

2. これまでの経過

- 平成 29 年 1 月 24 日 滋賀県低炭素社会づくり推進計画答申（環境審議会）
- 1 月 25 日 環境・農水常任委員会へ推進計画改定原案報告
- 2 月 8 日 環境・農水常任委員会へ行動計画の策定について説明
- 2 月 行動計画原案の策定
- 2 月 市町、関係団体、生産者への意見照会
- 3 月 8 日 環境・農水常任委員会へ行動計画案について説明

3. 今後の予定

- 平成 29 年 3 月 行動計画策定、公表